

盛岡市監査委員告示第 32 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 28 日

盛岡市監査委員	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 9 月 4 日付け 30 盛監第 31 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 教育機関（小学校、中学校及び幼稚園）に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

30盛教総第79号
平成30年11月14日

盛岡市監査委員 菅原和彦
盛岡市監査委員 小山田正美
盛岡市監査委員 八木橋美紀 様

盛岡市教育委員会
教育長 千葉仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年9月4日付け30盛監第31号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 盛岡市立渋民小学校）

特定個人情報等の管理に当たり、個人番号届出書が保存されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

個人番号届出書の取扱いについて、校内で個人情報保護管理規程、関係通知、連絡報告体制及び取扱い区域の周知徹底を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、個人情報保護管理規程（平成22年訓令第2号）、報酬等の支払いに係る個人番号の取扱いについて（平成27年12月24日会計課長通知）及び個人番号関係事務に関する書類等の管理について（平成27年12月24日総務課長通知）に対する認識不足によるものである。

今後は、個人番号届出書の事務取扱いに関しては、収集方法から収集後までの手続きを校長、副校長、事務担当者において共有するとともに、個人番号届出書を保管用のファイルに綴り、施錠できる場所で保管することを厳守する。また、異動の際は、事務引継書に必要な手続きを明示し事務処理に遺漏がないようにするなど確認体制を構築し、個人情報保護を確実に実施することにより、再発防止に努める。